

## 認知症対応型サービス事業管理者研修のカリキュラム及び到達目標

|          |  |
|----------|--|
| 研修<br>対象 | 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<br>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者で、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)の修了している者。 |
|----------|--|

|          |  |
|----------|--|
| 研修<br>趣旨 | 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<br>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していくうえで必要な知識・技術を身につけることを目的とする。 |
|----------|--|

|            |   |
|------------|---|
| 総合的な<br>目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域密着型サービス事業の管理者として、適切な事業所運営を行うための基礎知識(指定基準、労働基準、高齢者虐待等)を習得する。</li> <li>◆実践者研修での基礎的なこと(仕事の進め方、知識、考え方、技術)の学びを生かすとともに、管理者研修では理念やチームケア、人材育成等についての重要性を理解し、現場での実践に繋げる。</li> <li>◆事業所(現場)を管理・運営する責任者としての役割や、利用者への適切なサービス提供のあり方を、実践例やグループ討議等を通して理解し、サービスの質の向上へ繋げる。</li> </ul> |
|------------|---|

| カリキュラム名               | カリキュラムの内容   | 到達目標   | 区分 | 時間 |
|-----------------------|---|--|----|----|
| I 研修のねらい              | 本研修の意義と目的について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本研修の意義と目的を明示し、意欲をもって研修に参加できる。</li> <li>○自己の課題を設定し、主体的、積極的に研修に参加する。</li> </ul>  | 講義 | 30 |
| II 地域密着型サービス基準について    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域密着型サービスの考え方、目的について           <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型サービスの創設</li> <li>②地域密着型サービスの特徴、役割</li> </ul> </li> <li>(2)地域密着型サービス基準について           <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の指定・運営基準等について</li> <li>②運営推進会議について</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービスの目的、役割、基本的考え方が理解できる。</li> <li>○地域密着型サービスを運営する上で守らなければならない基本的ルール(指定基準・運営基準等)を理解し、適切な人員配置や利用契約等を行える。</li> </ul>           | 講義 | 60 |
| III 介護従事者に対する労務管理について | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護労働従事者に対する労務管理について           <ul style="list-style-type: none"> <li>①労働基準法を中心とした労働条件、雇用契約、労働時間、就業規則等について</li> </ul> </li> <li>※外部講師(社会保険労務士、中小企業診断士等)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の運営を行う上で必要な労働基準法の規定について理解し、介護従事者の適切な労務管理を行えるようにする。</li> <li>・労働時間と休憩時間</li> <li>・グループホーム、小規模多機能型事業所などの宿直や夜勤の勤務時間など</li> </ul> | 講義 | 60 |

| カリキュラム名  | カリキュラムの内容  | 到達目標  | 区分       | 時間                      |
|--|--|---|----------|-------------------------|
| IV 地域密着型サービスの取組  | 事業所からの実践報告   | ○事業所からの実践報告を通じ、各事業所のサービス提供の実際や課題について検討することにより、サービス提供のあり方について理解する。   | 講義<br>演習 | 60                      |
| V 適切なサービス提供のあり方にについて   | サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について   |   |          |                         |
| 1 地域等との連携  | 認知症の理解と家族支援の方法<br>①利用者の家族・地域・医療との連携<br>②運営推進会議の課題と役割   | ○事業を運営する上で、利用者の家族、地域や医療との連携の必要性について理解する。<br>○運営推進会議の役割について理解する。   | 講義       | 70                      |
| 2 サービスの質の向上と人材育成   | (1)チームケアの推進とリーダーシップ<br>①チームケアの推進について<br>・チームケアの推進(方向付け、課題、目標、エンパワメント、ネットワークの構築)<br>・理念はなぜ必要か<br>②管理者の役割と視点について<br>・自職場の分析、問題点、課題の把握<br><br>(2)人材育成について<br>①認知症介護理念について(介護理念と介護目標)<br>②スーパービジョンとは<br>③コーチングとは | ○管理者として、常に自職場を分析することの必要性を理解するとともに、グループ討議を通して職場の課題分析や課題解決の方法について検討し解決する力を身につける。<br>○質の高いサービスを提供していくため、チームケアによる事業所間や事業所内の情報の共有や連携のあり方、取り組み方法について理解する。<br>○認知症介護の実践における介護理念の共有や理念に基づいた介護目標の設定の必要性の理解<br>○DVD等を活用して認知症介護現場に対する共通認識や共通理解を深める。<br>○管理者の役割として、主として人材を育成すること、スタッフの能力を引き出すための視点について理解する。<br>○グループ討議等を通して、スーパービジョンやコーチングなどの人材育成の手法、考え方についてについてのヒントをつかむ。 | 講義<br>演習 | 240                     |
| 3 その他<br>(1)権利擁護(高齢者虐待を含む)とリスクマネジメント<br><br>(2)認知症介護に関わるストレスマネジメント | (1)高齢者虐待や不適切なケアの背景や要因について<br>①権利擁護とは<br>②高齢者虐待防止法<br>(2)リスクマネジメント<br>①リスクマネジメントとは<br>②リスクマネジメントの取り組み<br><br>ストレスマネジメントに関する基礎知識<br>①ストレスの仕組みと対処法<br>②ストレスが生じやすい介護場面と対処法<br>③組織としてのストレスマネジメント                  | ○権利擁護と高齢者虐待防止法の基本的な考え方を理解する。<br>○事業所(施設)で起きた高齢者虐待の事例等をグループ討議等により検討し、権利擁護や適切なケアのあり方について理解する。<br>○リスクマネジメントの各事業所の取組等について、グループ討議等により検討し必要性を理解する。<br>○認知症介護に係るストレスマネジメントを理解し、地域や組織で介護者支える手法を身につける。<br>○ストレスが生じやすい介護場面とその対処法について検討する。  | 講義<br>演習 | 150<br>(70)<br><br>(80) |
|  |  |   |          | 計 670                   |